厚生労働省発職第 1024001 号

労働政策審議会 会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成20年10月24日

厚生労働大臣 舛添 要一

労 働 者 派遣事 ,業 の適 正 な運 逆営の確! 保及び 派遣労働 者 の就業条件の整備等に関 する法律等の 部を改正

する法律案要綱

第

労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 適 正 な 運 営 \mathcal{O} 確 保 及 び 派遣 労働 者 \mathcal{O} 就 業条: 件 \mathcal{O} 整 備 等 に 関 す る法 律 \mathcal{O} 部 改 正

般 労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 許 可 及 び 特定 労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 欠 格 事 由 \mathcal{O} 追 加

次 に · 掲 げ る者を 般 労働者 派遣 事 業 0 許 可及び 特定労働 者 派 遣事 業 \mathcal{O} 開 始 0 欠格 事 由 とし て追加する

ものとすること。

(--)般労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 許 可 を 取 ŋ 消 さ れ た 者 又 は 特 定 労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 廃 止 を命 U 5 れ た 者 が 法 人

で あ る場合 (欠格事 由 に該当したことによる取 消 等 \mathcal{O} 場合に 0 ١ ر て は、 当該 法 人が 第六条第 号 又

第二号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限

る。

に

お

1

て、

当 該

取

消

L

等

 \mathcal{O}

は

原 因 とな 0 た 事 項 が あ 0 た当時 現 (C 当該 法 人 \mathcal{O} 役 員 (業務 を執 行 する社 員、 取 締 役 執 行 役 又 は これ

5 に 準 ず る者 を 1 V. 名 称 を 問問 わ ず、 ک れ 5 \mathcal{O} 者と同 等 以 上 \mathcal{O} 支 配 力 を 有 す る ŧ \mathcal{O} لح 認 \Diamond 5 れ る 者 を

含む。 (<u>三</u>) お () て同 ľ で あ った者で、 当該 取 消 し等 \mathcal{O} 日 か 5 五. 年 -を経り 過 L な 7 ŧ

(___) 般労働 者 派遣 事 業 の許 口 (T) 取 消 L 又は特定労働 者 派 造事 業 0 廃 止 \mathcal{O} 命令 \mathcal{O} 処 分に係 る 行 政手 続 法

 \mathcal{O} 規定による聴聞 の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日ま での

間 に 般労働 者 派遣 事 業又は特定労働 者 派遣事 業 0 廃 止 \mathcal{O} 届 出 をした者 (当該 事 業 \mathcal{O} 廃 止 に 0 7 て 相

当 \mathcal{O} 理 由 が あ る者を除 く。 (三) に お V) て 廃 止 届 出 者 という。 で、 当 該 届 出 \mathcal{O} 日 か 5 起 算 L 7 五. 年

を経過しないもの

 (Ξ) 廃 止 届 出 |者が法・ 人である場合において、 (二)の通知の 日前六十日以内に当該法人の役員であった者で

当該 届 出 \mathcal{O} 日 から 起算 して 五. 年を経 過 し な 1 t \mathcal{O}

(四) 暴力 寸 員 に ょ る不当な 行 為 \mathcal{O} 防 止 等 に 関 す る 法 律 第二条第六号に規定する暴力団 員 父は 暴力団 員

で

なくなっ た日 か ら五年を経過 しない者 (以 下 「暴力団員等」という。

五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(六) 暴力 寸 員 等 をその 業 務 に従 事 させ、 又は そ 0 業 務 の補 助者として使用するおそれ の あ る者

労 働 者 派 遣 事 業 \mathcal{O} 業 務 0 内 容 に 係る 情 報 提 供 義 務 \mathcal{O} 創 設

派 遣 元事 業 主 は、 厚生労働 省令で定めるところに ょ り、 事 業所ごとの派遣労働者の数、 労働者派遣の

役務 \mathcal{O} 提 供を受けた者 \mathcal{O} 数、 労働者 派遣 に 関する料 金 \mathcal{O} 額 0 平 均額 おい 7 「労働者派 遣 料 金 額

て厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、 から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を労働者派遣料金額で除して得た割合とし 教育訓練に関する事 項その他当該労働者派遣事業

 \mathcal{O} 業 務 E 関 L あ 5 か じ 8) 関 係者に対 して知らせることが 適当であるも のとして厚生労働 省令で定め

る事

わなければならないものとすること。

三 紹介予定派遣

項に

関

し情

報

0

提供を行

労働 者 派遣契 約 の締結に際し、 当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の紹介

予定 派 造に . 関 す る事 項を定めなけ ĥ ばならない ものとすること。

兀 期間 を定めないで雇用される労働者に係る特定を目的とする行為

(-)期間を定めないで雇用される労働者に係る特定を目的とする行為の解禁

け れ 労働 ばならないこととする規定について、 者 派 造契 約 0) 締 結 に . 際 し、 派遣労働 労働者 (者を特定することを目的とする行為をしな 1派遣 0) 役務 0 提供を受けようとする者が当該労 V ように努めな 働者

派遣に係る派遣労働者を期間を定めないで雇用される労働者の中 ・から特定することにつき当該労働者

派遣契約の当事 者が合意したときは、 これを適用しないものとすること。

二 特定についての差別的取扱いの禁止

労働 者 派遣 の役務 の提供を受けようとする者は、 派遣労働者の特定について、 年齢又は性別を理由

として、差別的取扱いをしてはならないものとすること。

五 有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等

派 遣 元事業主は、 その期間を定めて雇用する派遣労働者又は派遣労働者として期間を定めて雇用 しよ

うとする労働者 相 当 期間 に わ たり 期間、 を定めて 雇用する る派遣労働者であった者その 他 0 期 間 を定 んめな

1 · で 雇 用され る労働 者 \mathcal{O} 転 換 を推 進することが 適当である者とし て厚 生 一労働 省 令で定 め る 者 に 限 る。

五. に お いて 有 期 雇 用派遣労働者等」 という。 の希望に応じ、 次のいずれかの措置を講ずるように努

めなければならないものとすること。

期間 を定め な 7 で 雇 用 す る派 遣 労働者として就業させることができるように 就業 の機会を確保 し、

又 は 派遣労働 **高者以外** \mathcal{O} 労働者とし て期間を定めな いで雇用することができるように 雇用 0 機 会を 確保

するとともに、 これらの機会を有期 雇 用派遣労働者等に提供すること。

(__) 当 該 派遣元事業主が 職業紹介を行うことができる場合にあっては、 有期 雇 用派遣労働者等を紹介予

定派遣の対象とし、 又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。

(三) (一) 及び(二のほ か、 有期雇 用派遣労働者等を対象とし た期間を定めな V) で雇用される労働者 への転換

ること。

 \mathcal{O}

た

8

 \mathcal{O}

教

育

訓

練

そ

0

他

 \mathcal{O}

期

間

を定め

ない

· で雇

用され

る労働

者

0)

転

換

を推

進

するた

らめの措

置を

講

ず

六 派遣労働者の職務の内容等を勘案した賃金の決定

派 遣 元事 業主 は、 その 雇 用する派遣労働 者 0 従事 する業務と同 種の業務に係 る 般 の賃金水準そ の他

 \mathcal{O} 事 情 『を考慮』 し つつ、 その 雇 用 ける 派 造労 働 者 \mathcal{O} 職 務 \mathcal{O} 内 容 職 務 \mathcal{O} 成 果、 意欲、 能 一力又は 経 験等 を 勘

案し、 その賃金を決定するように努めなければならないものとすること。

七 その他派遣労働者等の福祉の増進

派 遣 元 事 業主 は、 そ (T) 雇 用 す うる派 遣 一労働者等について、 希望、 能 力及び経験に 応じた就業 及 び教 育訓

練 \mathcal{O} 機 会の 確 保等 必要な措置を講じ、 これらの者 0 福 祉 \mathcal{O} 増 進を図るように努め なけ ればなら な 1 も の

とすること。

八 待遇に関する事項等の説明

派遣元事業主は、 派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、 厚生労働省令で定めるところに

より、 当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者 1の賃 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 見込みその 他 の当

該労働 者 \mathcal{O} 待 遇に関する事 項その他 \mathcal{O} 厚 生労働 省令で定 んめる事で 項を説明 ĺ なけ ħ ればなら ない ŧ 0

ح ك

派

遣

先が労働

者

派遣

近の役務

九 期間を定めないで雇用される労働者に係る派遣先の労働契約申込義務

の提供を受けることができる期間

に

制限

0

ない業務について、

派遣元事業

主 かか ら三年を超える期 間 継 続 L して 同 \mathcal{O} 派 遣労働者を受け 入れ て **,** \ る場 一合の、 当 該 派 遣 労働 者 に 対 Ļ

労働契約の申込みをしなければならないこととする規定について、 当該 派遣労働者に つ ١ / て期間 を定め

ない で 雇 用する労働者である旨 の通知を受けている場合は、 これを適用しないものとすること。

十 派遣先に対する措置

一法違反の是正に係る勧告

派遣先に対する法に違反した場合の是正の勧告について、 指導又は助言の前置を要しないものとす

ること。

(<u>__</u>)

派遣先に対する労働契約の申込み勧告

 \mathcal{O} 1 厚 ず 生労働大臣 れ カン に 該 当し は、 7 労働者 お り、 1派遣 か つ、 の役務 当該 の提供を受ける者(二において「役務提供先」 労働 者 派遣 に係 る派遣労働 者 カ ら当該 役務! 提 供 という。) 先 に 雇 用 が次 され

ることの 希望を有する旨 0 申 出があった場合において、 当該役務提供 先 パが当該 派遣労働者 を雇用 する

ことが適当であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、 当該 6役務提

供先に対 し、 当 該 派遣労働者に対する労働契約 の申込みをすべきこと及び当該労働契約 に定 め Ś 賃 金

そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 厚 生 一労働 省令で定め る労働 条件 :を当該 派遣労働 者の 派 遣就業に · 係 るも 0 に 比 べて低下させる

ことのないように適切な措置をとるべきことを勧告することができるものとすること。

1 第四 条第三項 0 規定に違反してその指揮命令の下に派遣労働者を同条第 項各号のいずれ かに該

当す る業務 E 従事 させ、 又は第二十四 条の二若しくは第四十 · 条 の二第 項 0 規定 に . 違 反 L て労働者

派遣の役務の提供を受けたとき。

口 当 該 以労働 .者派遣に係る契約の内容及び業務の処理 の実情、 この法律の規定の遵守の状況その他の

事 情を勘案して第四十条の二第一項の規定に違反するおそれが あると認めるとき。

+ -一般労働者派遣事業の許可取消し及び特定労働者派遣事業の事業廃止命令に係る事由の追加

十二三の勧告を受けたにもかかわらず、なお十二一又は十二二に違反したときを、 一般労働者派遣事

十二 関係派遣先への労働者派遣の制限

業の

許可

の取り

消

ï

及び特定労働

者派遣事業の廃

止の命令に係る事由に追加するものとすること。

派遣元事業主は、 厚生労働省令で定めるところにより、 二に規定する関係派遣先への派遣割合を厚

生労働大臣に報告しなければならないものとすること。

(__) 派遣 元 事 業主 は、 厚生労! 働 省令で定め る特殊 \mathcal{O} 関係のある者 (二において 「関係 派遣先」 という。

に労働者派遣をするときは、 関係派遣先への派遣割合(一の事業年度における当該派遣 元事業主が

雇 用する派遣労働者の関係派遣先に係る派遣就業に係る総労働時間を、 当該派遣元事業主が 雇 用する

派遣労働者 のすべて 0 派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合として厚生 労働省令で定めるとこ

ろに より 算定し た割合をいう。)が百分の八十以下となるように しなければならないものとすること。

(三) 厚生労働大臣は、一又は二に違反した派遣元事業主に対し、 指導又は助言をした場合において、そ

 \mathcal{O} 者がなお一又は二に違反したときは、 当該者に対し、 必要な措置をとるべきことを勧告することが

できるものとすること。

十三 日 雇 労働者についての労働者派遣 の禁止

派遣 元 事 業主 は、 労働 者 派遣 に ょ ŋ 日 雇 党労働 者 日 々又は三十日 以 の内の期間 間 を定 め て雇 用 する労働

者をいう。 以下同じ。 を従事させても当該 日 雇 労働 者 \mathcal{O} 適 正 な 雇 用管 理に支障を及ぼす お そ れ が な

1 と認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、 その雇用する日雇労働 者に つい

て労働 者 派遣を行ってはならない ものとすること。

(__)

厚生労

働

大臣

は、

政

令

 \mathcal{O}

制

定又

は

改正

の <u>立</u>

案をしようとするときは、

あらかじめ、

労 働

政

策審

(<u>~</u>)

議会の 意見を聴かなけ ればならないものとすること。

十四四 離 職 L た労働者についての労働者派遣の禁止

派遣 元 事 業主 は、 派遣 先 が 治労働 者 派 遣 \overline{O} 役務 0 提供を受けたならば二に抵触することとなるときは

当 該 労 働 者 派遣を行 っては ならな いものとすること。

(__) 派遣先 は、 労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職 した者であるときは、 当該離 職の 日 か

ら起算して一 年を経過する日までの 間 は、 当該 派遣労働者 (雇 用の機会の確 保が特 に 困難 であり、 そ

の雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。)に係る労

働者派遣の役務の提供を受けてはならないものとすること。

十五 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第二 労働者災害補償保険法の一部改正

派遣先の事業主等に対する報告、 文書の提出又は出頭の命令

(-)

行政庁は、

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整

備等に関する法律

(三)において 「労働者派遣法」という。) に規定する派遣先 \mathcal{O} 事 業主に対して、 労働者災 害 補 償保

険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるものとすること。

(__) 行政庁は、 船員職業安定法に規定する船員派遣 (三)において 「船員派遣」という。)の役務の提

供を受ける者に対して、 労働者災害補償 保険法 の施行に関 し必要な報告、 文書 0 提出又は 出 頭を命ず

ることができるものとすること。

二 派遣先の事業の事業場等への立入検査

行政庁は、 労働者派遣法に規定する派遣先の事業の事業場に立ち入り、 関係者に質問させ、 又は帳

簿書類その他の物件を検査させることができるものとすること。

(__) 行政庁は、 船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場に立ち入り、 関係者に質問させ、 又は帳簿書

類その他の物件を検査させることができるものとすること。

三 罰則その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正

シ ルバー人材センターについて、 届出により、 有料の職業紹介事業を行うことができるものとするこ

と。

一 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第四 その他

施行期日

ک 0) 法律 は、 平成二十一年十月一日から施行するものとすること。ただし、 第一の十一から十四まで

十 五 の 一 部、 第三の一については平成二十二年四月一日から、第二の一二、二二及び三の一 部につい

て は雇 用保険法等の一 部を改正する法律 (平成十九年法律第三十号) 附則第一条第三号に掲げる規定の

施行の日から施行するものとすること。

二 経過措置等

この法律の施行に関し必要となる経過措置を定めるとともに、 関係法律の規定の整備を行うものとす

ること。

三 政府は、第一の十三の施行前に日雇労働者として派遣就業をしていた派遣労働者その他の派遣労働者

0) 雇用の安定を図るため、 公共職業安定所又は職業紹介事業者の行う職業紹介の充実等必要な措置を講

ずるように努めなければならないものとすること。

兀 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、 必要

があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。